

○学校法人大阪産業大学情報管理基本方針

令和元年12月26日

規程第49号

学校法人大阪産業大学（以下「学園」という。）は、学園が行う教育・研究活動および業務の運営を通して所有または管理する情報資産の適切な運用、保護に取り組むため、次のとおり基本方針を定める。

1 情報管理体制の構築

学園は、役職員（学園の役員、職員および学園の業務に従事する者）すべてが、本方針の趣旨を理解し、遵守するために適切な情報管理体制を構築いたします。

2 関連法令の遵守と規程類の整備

学園は、別に定める学校法人大阪産業大学情報管理基本規程（以下「基本規程」という。）他必要なルールを整備して情報資産の管理方法を定め、関連法令とともに遵守いたします。

3 情報資産の保護

学園の役職員は、情報資産の漏えい、滅失、毀損または権限のないアクセスなど情報資産の不適切な取扱いはいたしません。

4 周知、教育

学園は、役職員の情報セキュリティ意識の向上を図るため、関連法令、基本規程等の周知と必要な教育を実施いたします。

附 則

この基本方針は、令和元年12月26日から施行する。